

## 遺言を活用した遺贈に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と、株式会社千葉銀行（以下「乙」という。）は、遺言を活用した遺贈に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、遺言を活用した遺贈による甲への寄付を希望する方（以下「希望者」という。）に対し、乙が、保有する専門的知見を活用した助言等を行うことで、希望者の意思が円滑に実現されることを目的とする。

### （対応）

第2条 甲は、希望者に対し、乙を紹介することができる。

2. 甲は、希望者に対し、乙の遺言信託業務に係る契約の媒介や代理を行うことはできない。
3. 甲は、乙に対し、希望者の個人情報等を提供することはできない。
4. 乙は、希望者の、遺言を活用した遺贈に関する相談に応じる。また、相談は、希望者1人に対し1回限り無料とする。ただし、相談に応じることが困難であると乙が判断した場合、乙は相談を辞退することができる。
5. 乙は、希望者との相談において、乙の取扱う商品を紹介することができる。
6. 乙は、甲に対し、希望者との個別具体的な相談内容を開示することはできない。

### （手数料）

第3条 本協定については、甲乙とも手数料等の報酬の支払いは要さない。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し、疑義などが生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成30年11月30日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区千葉港1番2号  
株式会社 千葉銀行 取締役頭取 佐久間 英利